

令和 6 年度北海道特別職報酬等審議会次第

日 時：令和 6 年12月26日(木)10時00分から

場 所：北海道本庁舎 3 階 知事会議室

(札幌市中央区北 3 条西 6 丁目)

1 開 会

2 委員紹介

3 会長及び副会長選任

4 議 事

- ・特別職の報酬等及び期末手当について

5 意見集約

6 閉 会

北海道特別職報酬等審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道特別職報酬等審議会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で傍聴申込書に必要事項を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、食事などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、北海道特別職報酬等審議会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

令和6年度北海道特別職報酬等審議会委員名簿

【任期：令和6年7月1日～令和8年6月30日】

氏 名	役 職 名	備考
小 椋 茂 敏	北海道農業協同組合中央会副会長理事	再 任
進 藤 智	北海道経済同友会幹事	再 任
須 間 等	日本労働組合総連合会北海道連合会会長	再 任
高 崎 智 子	税理士法人高崎総合会計事務所（公認会計士）	再 任
館 田 晶 子	北海学園大学法学部長	再 任
田 村 智 幸	田村・橋場法律事務所（弁護士）	再 任
長 島 博 子	北海道消費者協会会長	再 任
野 祥 子	北海道女性団体連絡協議会会長	再 任
間 瀬 達 哉	北海道新聞社常務取締役	再 任
三津橋 英 実	北海道商工会連合会副会長	新 任

（五十音順 敬称略）

北海道特別職報酬等審議会

〈資料 1－1〉 北海道特別職報酬等審議会条例

〈資料 1－2〉 特別職の報酬等の改定の流れ

特別職の報酬等及び期末手当について

〈資料 2－1〉 特別職の報酬等の体系

〈資料 2－2〉 特別職の報酬等の改定状況

〈資料 2－3〉 人事委員会勧告の概要

〈資料 2－4〉 特別職と一般職の給与改定率等の比較

〈資料 2－5〉 主要 8 都道府県の特別職の報酬月額等の状況

〈資料 2－6〉 特別職等の期末手当支給月数の改定状況

知事等の退職手当について

〈資料 3－1〉 知事・副知事・教育長の退職手当の状況

行政委員会委員の報酬について

〈資料 4－1〉 行政委員会委員の報酬の状況

北海道
令和 6 年 12 月

北海道特別職報酬等審議会条例

資料 1 - 1

昭和40年条例第50号

最終改正 平成28年3月31日

(設置)

第1条 議会の議員の議員報酬等並びに知事、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)

第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員の給料及び報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として、北海道特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 議会の議員の議員報酬及び期末手当に関すること。
- (2) 知事、副知事及び北海道教育委員会教育長の給料並びに期末手当及び退職手当に関すること。
- (3) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第3号及び第7号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員の給料及び期末手当に関すること。
- (4) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員のうち非常勤の委員の報酬に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

10月上旬

人事委員会勧告

- 一般職の給与水準と国及び他の地方公共団体の職員並びに道内民間事業所の給与との均衡等を考慮し、適正な給与が確保されるよう人事委員会が知事及び道議会議長に対し勧告

10月下旬

知事が特別職報酬等審議会へ諮問

- 人事委員会勧告の内容を踏まえ、特別職報酬等審議会条例第2条に基づき、知事が特別職の報酬等について、特別職報酬等審議会へ諮問

11月上旬

特別職報酬等審議会の開催

- 一般職の給与改定の状況や社会経済情勢等を勘案し、知事等の特別職の給料及び道議会議員の議員報酬の水準や期末手当の支給月数、行政委員会委員の報酬が適正な水準等となるよう審議

報酬等審議会閉会后

特別職報酬等審議会が知事へ答申

- 特別職報酬等審議会では審議した結果を知事へ答申

11月下旬

定例道議会に条例改正案を提案

- 特別職報酬等審議会から答申のあった内容を踏まえて、関係する条例改正案を第4回定例道議会に提案

特別職の報酬等の体系

資料 2 - 1

知事等の給与		議員の議員報酬		行政委員会委員の報酬	
【関係法令】 北海道知事等の給与等に関する条例 北海道知事等の退職手当に関する条例 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例		【関係法令】 北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例		【関係法令】 北海道特別職職員の給与等に関する条例	
区分	給与体系	区分	報酬体系	区分	報酬体系
知 事 副知事 教育長	<毎月支給> 給 料	議 長 副議長 議 員	<毎月支給> 議員報酬	教育委員会 委員	<毎月支給> 給料・報酬
	<6月、12月支給> 期末手当		<6月、12月支給> 期末手当	公安委員会 委員	<6月、12月支給> 期末手当
	<退職時支給> 退職手当			選挙管理委 員会委員 監査委員会 委員 人事委員会 委員 労働委員会 委員 等	

特別職の報酬等の改定状況

資料2-2

■ 特別職の報酬等の改定の考え方

特別職の報酬等の考え方（これまでの審議会での意見）

- 一般職の給与及び給与改定状況との均衡
- 国及び他都府県における特別職の報酬等との均衡及びその改定状況
- 社会経済情勢の変化
- 道行財政を取り巻く諸状況や道の財政状況

等

⇒ これらを総合的に勘案

区 分	給料又は報酬		期 末 手 当 支 給 月 数 ※R5.12改正	備 考
	現行の月額 ※H4.10.1改正 (改正前の月額)	減額後の月額 (減額)		
知 事	1,380,000 円 (1,250,000 円) 増加率10.4%	966,000 円 (▲ 414,000 円) 減額率 30%	年間 3. 4 0 月 (手当額は減額後の 給料月額を基 に算定)	減額期間は、 知事の任期中 (R9年4月まで)
副知事	1,100,000 円 (1,000,000 円) 増加率10.0%	957,000 円 (▲ 143,000 円) 減額率 13%		
教育長	900,000 円 (820,000 円) 増加率 9.8%	828,000 円 (▲ 72,000 円) 減額率 8%		
監査委員	810,000 円 (740,000 円) 増加率 9.5%		年間 3. 4 0 月	
議 長	1,160,000 円 (1,050,000 円) 増加率10.5%			
副議長	1,040,000 円 (950,000 円) 増加率 9.5%			
議 員	900,000 円 (820,000 円) 増加率 9.8%			

令和6年給与勧告等の概要

■給与関係①



[令和6年度改定分]

月例給、ボーナスともに3年連続の引上げ
寒冷地手当の支給額引上げ、支給地域の改定

1 月例給（令和6年4月実施）

- ・本年4月分の職員給与と民間給与について、
役職段階、学歴、年齢等が同じ者同士を比較

民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B（率）
382,451円	371,263円	11,188円（3.01%）

- ▶ 初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、全職員に改善の効果が及ぶよう、
人事院勧告に準じて給料表を改定 ※寒冷地手当の改定分等を含めた改定率 3.01%

初任給：大卒 220,000円 [+23,800円] 高卒 188,800円 [+21,400円]

※モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.1%の給与改善

2 ボーナス（令和6年4月実施）

- ▶ 0.10月分引上げ（年間4.50月分→4.60月分） 期末手当及び勤勉手当を均等に引上げ

3 寒冷地手当（支給額の改定：令和6年4月実施 支給地域の改定：令和7年4月実施）

- ▶ 民間における支給状況を踏まえ支給月額を引上げ
- ▶ 新たな気象データを踏まえ支給地域を見直し

〈寒冷地手当の支給月額（11月～3月支給）〉

地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	29,400円（+3,340円）	16,200円（+1,800円）	11,500円（+1,280円）
2級地	26,000円（+2,920円）	14,500円（+1,600円）	9,800円（+1,100円）
3級地	25,100円（+2,840円）	14,300円（+1,600円）	9,600円（+1,100円）

令和6年給与勧告等の概要

■給与関係②



[令和7年度改定分]

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に係る改正
人事院勧告「給与制度のアップデート」の措置内容を踏まえ、給与制度を包括的に見直し

4 給料表

- ▶ 初任給や若年層の水準を大幅に引上げ
※令和6年4月から実施
- ▶ 本庁局長級（行政職8級など）以上について
役割に見合う処遇に見直し

5 ボーナス

- ▶ 勤勉手当の成績優秀者に係る支給上限を引上げ
- ▶ 特定任期付職員のボーナス拡充

6 扶養手当 ※段階的に実施

- ▶ 配偶者に係る手当（現行6,500円）を廃止
- ▶ 子に係る手当を増額（現行10,000円→13,000円）

7 地域手当

- ▶ 国の見直しに準じて段階的に改定
札幌市：3%→4%（令和8年度以降）
- ▶ 地域手当の異動保障を措置（異動後3年間）

8 通勤手当

- ▶ 支給限度額を月150,000円に引上げ
- ▶ 採用時などの特別急行料金等に係る支給要件を緩和

9 管理職員特別勤務手当

- ▶ 平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯を拡大
（午前0時～午前5時→午後10時～午前5時）

10 定年前再任用短時間勤務職員等の手当

- ▶ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に、
寒冷地手当、特地勤務手当・へき地手当（これらに準
ずる手当を含む）などを措置
※寒冷地手当については、本道の地域特性などを踏まえ、
令和6年度から実施

令和7年4月から実施 ※特記するものを除く

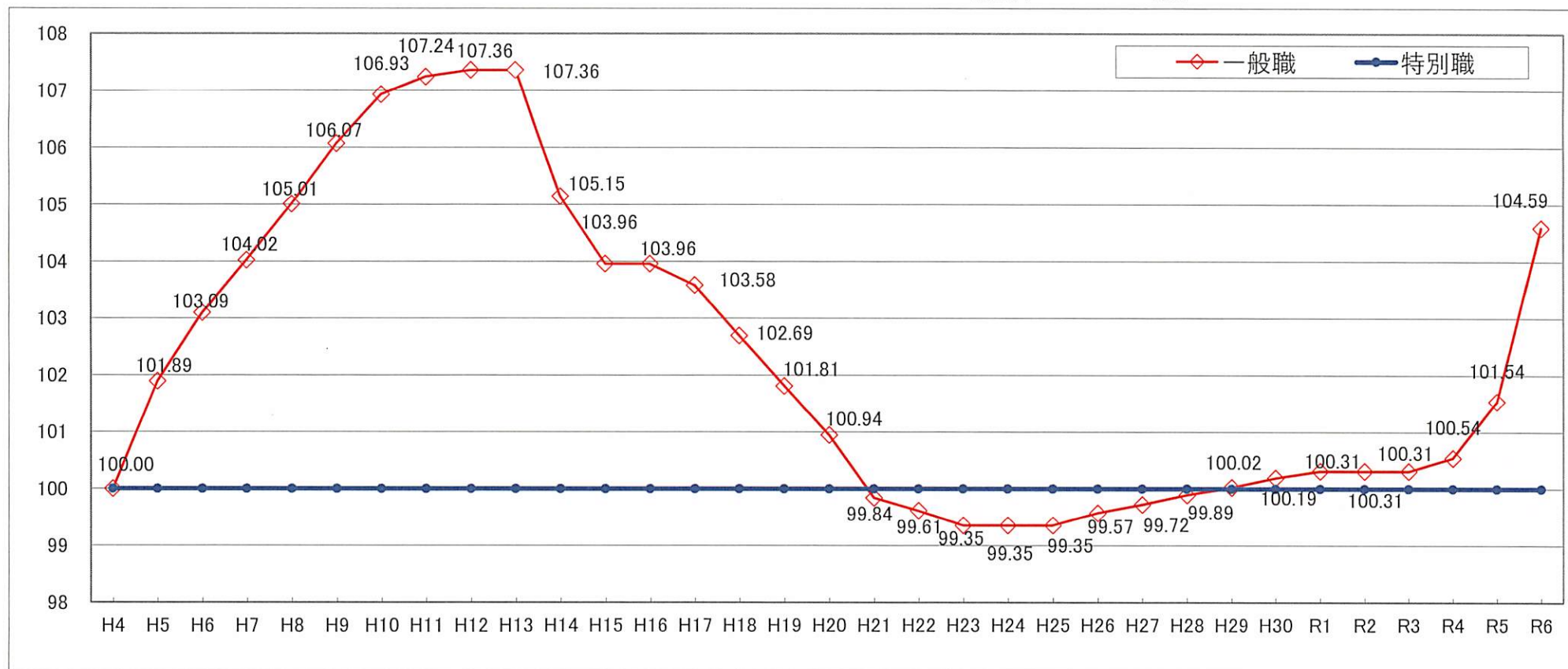
特別職と一般職の給与改定率等の比較

資料2-4

〈一般職の改定率と特別職との比較〉

改定年	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般職 単年度改定率	2.80	1.89	1.18	0.90	0.95	1.01	0.81	0.29	0.11	—	▲2.06	▲1.13	—	▲0.37	▲0.86	▲0.86	▲0.85	▲1.09	▲0.23	▲0.26	—	—	0.22	0.15	0.17	0.13	0.17	0.12	—	—	0.23	0.99	3.01
一般職 累積(連乗)改定率	100.00	101.89	103.09	104.02	105.01	106.07	106.93	107.24	107.36	107.36	105.15	103.96	103.96	103.58	102.69	101.81	100.94	99.84	99.61	99.35	99.35	99.35	99.57	99.72	99.89	100.02	100.19	100.31	100.31	100.31	100.54	101.54	104.59
一般職と特別職との比較(※)	100.00(改定)	101.89	103.09	104.02	105.01	106.07	106.93	107.24	107.36	107.36	105.15	103.96	103.96	103.58	102.69	101.81	100.94	99.84	99.61	99.35	99.35	99.35	99.57	99.72	99.89	100.02	100.19	100.31	100.31	100.31	100.54	101.54	104.59
一般職 期末・勤勉手当月数	5.45	5.30	5.20	5.20	5.20	5.25	5.25	4.95	4.95	4.70	4.65	4.40	4.40	4.45	4.45	4.45	4.45	4.15	3.95	3.95	3.95	3.95	4.05	4.10	4.30	4.40	4.45	4.50	4.45	4.30	4.40	4.50	4.60

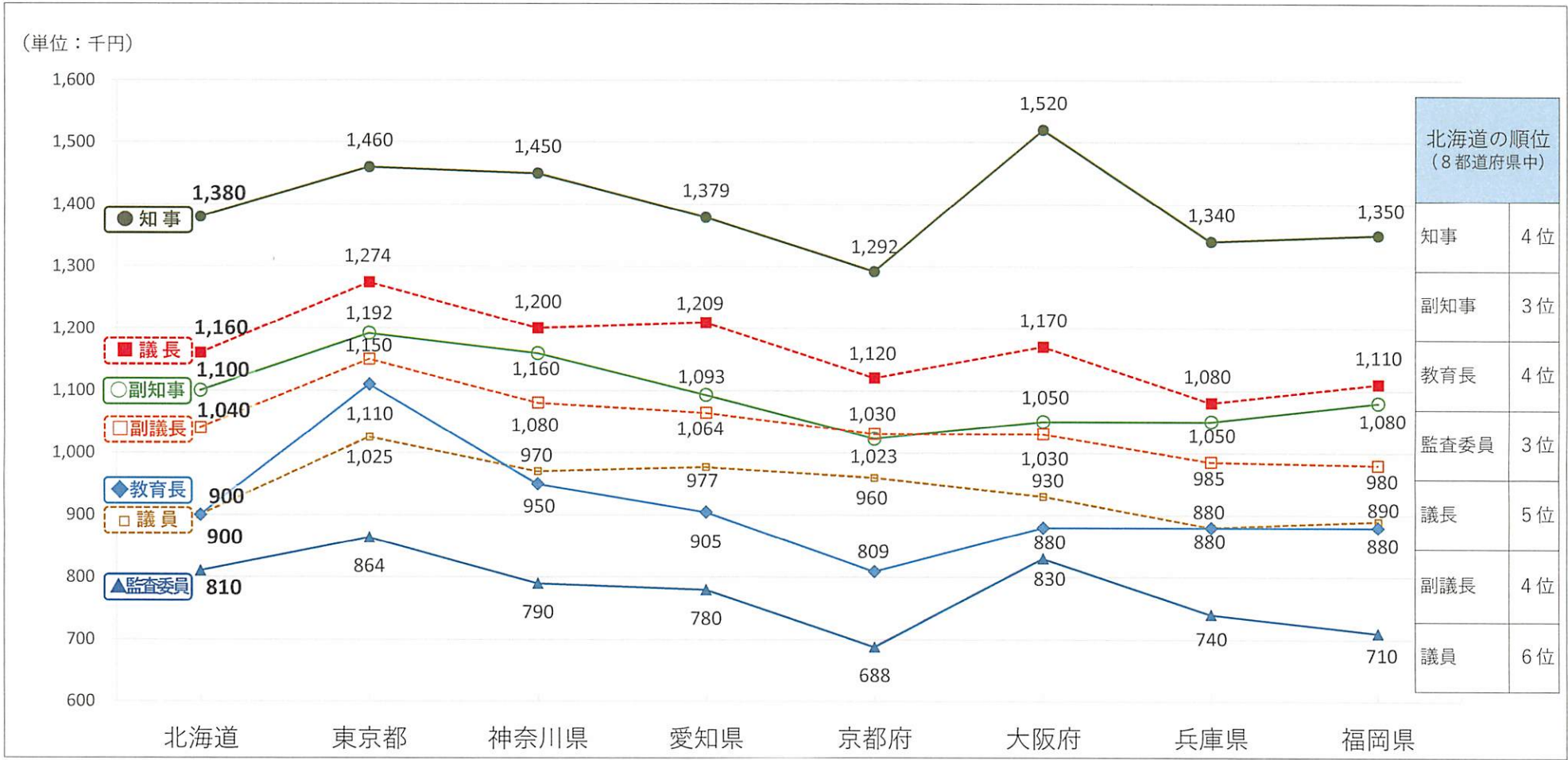
(※) H4の一般職と特別職の報酬水準を100とした場合の、一般職の累積改定率 (R6の累積改定率 = $\frac{R5の累積改定率}{101.54} \times \frac{R6の単年度改定率+100}{3.01} + 100$)/100)



主要 8 都道府県の特別職の報酬月額等の状況

資料 2 - 5

令和 6 年12月26日現在



(注) 大阪府は、公選職に退職手当支給はなじまない等の理由から、知事の退職手当を廃止し、一任期分の退職手当額を給料の 1 ヶ月相当に割り戻し、支給している。

< 参 考 >

(単位：千円)

区 分	総理大臣	国务大臣	副大臣	大臣政務官	議長	副議長	議員	適用年月日	改定の時期
国	2,038	1,486	1,426	1,216	2,170	1,584	1,294	R6.4.1 (議員H21.12.1)	一般職に準じて改定

特別職等の期末手当支給月数の改定状況（過去10年分）

資料2-6

〈道〉

年 度	特 別 職 (年間:月数)	一 般 職		
		(期末)	(勤勉)	(年間:月数)
平成26	3.05 (+0.10)	2.60	1.45	4.05 (+0.10)
平成27	3.10 (+0.05)	2.60	1.50	4.10 (+0.05)
平成28	3.25 (+0.15)	2.60	1.70	4.30 (+0.20)
平成29	3.30 (+0.05)	2.60	1.80	4.40 (+0.10)
平成30	3.35 (+0.05)	2.60	1.85	4.45 (+0.05)
令和元	3.40 (+0.05)	2.60	1.90	4.50 (+0.05)
令和2	3.35 (▲0.05)	2.55	1.90	4.45 (▲0.05)
令和3	3.25 (▲0.10)	2.40	1.90	4.30 (▲0.15)
令和4	3.30 (+0.05)	2.40	2.00	4.40 (+0.10)
令和5	3.40 (+0.10)	2.45	2.05	4.50 (+0.10)
令和6▶		2.50	2.10	4.60 (+0.10)

〈国〉

特 別 職 等 (年間:月数)	一 般 職		
	(期末)	(勤勉)	(年間:月数)
3.10 (+0.15)	2.60	1.50	4.10 (+0.15)
3.15 (+0.05)	2.60	1.60	4.20 (+0.10)
3.25 (+0.10)	2.60	1.70	4.30 (+0.10)
3.30 (+0.05)	2.60	1.80	4.40 (+0.10)
3.35 (+0.05)	2.60	1.85	4.45 (+0.05)
3.40 (+0.05)	2.60	1.90	4.50 (+0.05)
3.35 (▲0.05)	2.55	1.90	4.45 (▲0.05)
3.25 (▲0.10)	2.40	1.90	4.30 (▲0.15)
3.30 (+0.05)	2.40	2.00	4.40 (+0.10)
3.40 (+0.10)	2.45	2.05	4.50 (+0.10)
3.45 (+0.05)	2.50	2.10	4.60 (+0.10)

知事・副知事・教育長の退職手当制度

- 算出方法：給料月額 × 在職月数 × 支給割合 = 退職手当の額
- 退職手当額（在職月数は任期满了の場合）

区 分	給料月額	在職月数	支 給 割 合 ※H30.4.1改正	手当額 (減額後)	備 考
知 事	1 3 8 万円	4 8 月	4 9.3 / 1 0 0	3, 2 6 6 万円 (2, 2 8 6 万円)	減額率 3 0 %
副知事	1 1 0 万円	4 8 月	4 1.6 / 1 0 0	2, 1 9 6 万円	
教育長	9 0 万円	3 6 月	3 2.9 / 1 0 0	1, 0 6 6 万円	



国の制度改革や他都府県の状況に大きな動きはない

行政委員会委員の報酬の状況

資料4 - 1

1 法律上の規定（地方自治法第203条の2第2項）

- ・非常勤の職員の報酬は、その勤務日数に応じて支給する。（原則、日額制により支給）
- ・ただし、条例で特別の定めをした場合はこの限りではない。

2 道の具体的な取扱い

日額・月額併用制（H27.6～）

区分	支給対象業務	支給額
日額部分	・委員会、総会等への出席 ・事務打合せ（出勤・事務所等） ・出張、外勤等の用務 ・事務所で行う裁決書等の作成	委員長・会長等 27,000円 委員 24,000円
月額部分	・上記以外のすべての業務（事務所等での資料読み込み等）	改正前の報酬月額 の1/2の報酬額
上限額の 設定	日額部分の日数が一定日数以上となる場合は、 改正前の報酬月額を上限として支給	

各行政委員会委員の報酬額

（単位：円）

区分		報酬単価		
		月額	日額	上限額
教育委員会	委員	145,500	24,000	291,000
道公安委員会	委員長	162,500	27,000	325,000
	委員	120,000	24,000	240,000
方面公安委員会	委員長	140,650	27,000	281,300
	委員	120,000	24,000	240,000
選挙管理委員会	委員長	162,500	27,000	325,000
	委員	120,000	24,000	240,000
監査委員	議会選出	70,000	24,000	140,000
人事委員会	委員長	167,350	27,000	334,700
	委員	145,500	24,000	291,000
労働委員会	会長	167,350	27,000	334,700
	会長代理	162,500	27,000	325,000
	公益委員	140,650	24,000	281,300
	労使委員	130,950	24,000	261,900
収用委員会	会長	167,350	27,000	334,700
	委員	145,500	24,000	291,000
海区等委員会	会長	25,000	27,000	50,000
	委員	17,500	24,000	35,000



国の制度改革や他都府県の状況に
大きな動きはない